

表-7.1.2(1) 陸上動物に係る環境保全措置（その4）

実施主体	事業者
方法及び実施の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音低減等の配慮 ・工事直前に踏査を行い、60dBを超えると予測された地点及びその近傍などにおいて実際に営巣が確認された際には、工事中は繁殖状況の調査を行い、状況に応じて営巣箇所近傍における建設機械の稼働台数の調整を行うなど、騒音低減等の配慮を行う。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ズグロミゾゴイの営巣地点に及ぼす建設作業騒音の環境影響の程度は低減されるものと考えられ、重要な種の生息状況に及ぼす環境影響の程度は低減される。
当該措置を講じた後の環境の状況の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・当該措置を講じた後の環境の状況には変化はない。
効果の不確実性の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・建設作業騒音と繁殖状況との関係については、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であると考ええる。
実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響はない。
代償措置	—
環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由	—
損なわれ又は創出される環境に関し、位置並びに環境要素の種類及び内容	—